

鳥取県告示第 78 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町神垣字カシ谷208、字峠240、字上峠244、244の1、247の1、字藪ノ内246、246の1から246の3まで、247、248、249の1、249の2、字反田250の1、251、252、253の1から253の3まで、254、254の2、255、255の1、字後谷256から258まで、258の1、259の1、字山ノ神ノ下260の1から260の3まで、261、261の1、262、263の1、264から266まで、266の1、267、267の1、字堤ノ下269、270の1、270の2、270の4、271、271の1、272、272の1、273、274、276、277の1、277の2、279、279の1、280、281、281の1、282、283の1、283の2、284から286まで、286の1から286の3まで、字下大平山560、字畑山562の3、565の2、566の2、国府町高岡字高山岳908、字一ツ谷909、国府町栃本字尾崎平683の6から683の9まで、683の11、683の16、683の28から683の37まで、683の39、683の41から683の44まで、683の49、683の50

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町岡益字イデラ山642、字大堤谷643、字笑道648の1、648の6、字繁谷北685、688、690、690の3、字細尾山695の1、695の2、国府町美数字小鉄甲670の2、国府町高岡字小柳内谷949の1、949の3から949の15まで、国府町神垣字奥松尾614の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

国府町岡益字繁谷北685(次の図に示す部分に限る。)、688、690、690の3、字細尾山695の1、695の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市国府町宮下字奥新場谷637の2、字矢谷638の2、639、字上之山654の2、654の3、字銭ヶ谷659の

1 (次の図に示す部分に限る。)、国府町町屋字頂556、556の1、字天神谷564、字鷲山565の1、565の2、字口ヲツ谷566の2、字甑山574の2、国府町美歎字岡ノ尾626、字岩ヶ平745の15、745の16、字護喜田756、国府町高岡字中尾947、国府町神垣字藪ノ内247の2、字反田250の2、国府町三代寺字袋谷457の3、457の6から457の8まで、457の10、国府町広西字大谷511の7、511の10、511の16から511の20まで、511の25、国府町清水字高平402の2、国府町新井字陰滑357の3、字大畑ヶ359の2、国府町中河原字穴ヶ田354、354の1、354の2、355の1から355の4まで、356から358まで、358の1、360から366まで、369、369の1、370、字ナル畑359、359の2、361の1から361の5まで、371から374まで、459の1から459の3まで、460の1、460の2、字石田口375、375の1、376、376の1、378、379、379の1、字芋堀土居461の1、461の2、470の1から470の3まで、字落シ平557の2、国府町荒舟字向河原27の1、字向山636の1、国府町上荒舟字畑ノ谷446、446の1、447、字宮ノ後562の1 (次の図に示す部分に限る。)、字小虫谷奥644の20、644の21、644の62、644の63、644の67、644の69、字上地谷口693

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)